

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和2年12月8日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

市・祇園地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和2年12月8日（当初作成年月：平成26年3月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 4経営体

個人 2経営体

○農地の集積面積

46.9ha（区域内の農地面積65.7ha、集積率71%）

4 地域農業の将来のあり方

稲作中心の法人においては、水稻栽培中心に規模拡大を行い、園芸品目として、キャベツ及びアスパラガスを栽培し、高度化品目の面積拡大を目指す。酪農農家については、飼料供給と堆肥散布などの耕畜連携を図るとともに、乳製品加工などの高付加価値化を検討する。

また、新規就農者と地域の方々との連携にて集落を守るとともに、農地を集積することによる効率的な作付計画をたて、省力化・低コスト化の生産を推進する。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和2年12月8日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

砂田地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和2年12月8日（当初作成年月：平成26年11月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体

個人 3経営体

○農地の集積面積

30.8ha（区域内の農地面積91.2ha、集積率33%）

4 地域農業の将来のあり方

集落法人においては、水稻、大豆及び麦などを中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける。

規模拡大により生産性を向上させるとともに、徐々に機械更新して、生産費のコストダウンを図る。

そのほかの中心となる経営体については、作業の効率化を図るなどにより低コスト化を目指す。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和2年12月8日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

中原地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和2年12月8日（当初作成年月：平成26年1月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

○農地の集積面積

11.1ha（区域内の農地面積 41.1ha、集積率 27%）

4 地域農業の将来のあり方

認定農業者は水稻栽培中心に規模拡大を行う。今後は農地を集積することによる効率的な作付計画をたて、省力化・低コスト化の生産を推進する。

（株）さくらはぶどう専作で、直売所の設置及び贈答用販売など、商品の高付加価値化を目指すとともに、栽培作業の効率化による低コスト化を進めていく。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和2年12月8日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

市・みのり地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和2年12月8日（当初作成年月：平成26年3月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

○農地の集積面積

15.2ha（区域内の農地面積 28.7ha、集積率 52%）

4 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体は、水稻を主体として、農地を集積することにより効率的な作付計画をたて、省力化・低コスト化の生産を目指す。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和2年12月8日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

中陰地地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和2年12月8日（当初作成年月：平成27年1月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体

○農地の集積面積

12.7ha（区域内の農地面積35.4ha、集積率35%）

4 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体において、水稻栽培中心に規模拡大を行い、低コスト化を目指す。

また、地域の方々との連携にて集落を守るとともに、農地を集積することによる効率的な生産を推進する。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和2年12月8日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

鳴戸地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和2年12月8日（当初作成年月：平成28年2月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

○農地の集積面積

3.1ha（区域内の農地面積12.0ha、集積率25%）

4 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体は、水稻を主体として、地域生産品目の麦、野菜などと組み合わせた計画的な複合経営により、年間の労働力の平準化と収益性を高める。また、農地の集積により低コスト化と効率的な生産体制を構築し、地域全体として農業の有する多面的機能を継続的に維持・発揮されるように取り組む。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和2年12月8日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

賀茂東地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和2年12月8日（当初作成年月：平成26年1月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

○農地の集積面積

53.4ha（区域内の農地面積 80.7ha、集積率 66%）

4 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体である集落法人においては、水稻栽培中心に規模拡大を行い、特別栽培米の取り組みなど高付加価値化を図る。また、園芸品目としてキャベツやスイートコーン・かぼちゃ等を栽培し、高度化品目の面積拡大を目指す。新しく設立された「株式会社グリーンファームせら」と連携を図っていく。

新規就農者については、野菜専作で営農を開始するが、集落法人と地域の方々との連携にて集落を守るとともに、農地を集積することによる効率的な作付計画をたて、省力化・低コスト化の生産を推進する。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和2年12月8日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲  
堀越・京丸下郷地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日  
令和2年12月8日（当初作成年月：平成25年2月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

○農地の集積面積

26.2ha（区域内の農地面積 36.7ha、集積率 71%）

4 地域農業の将来のあり方

本地域は、脆弱な生産基盤と農業者の高齢化によって地域農業が衰退していくという危機感から、地域農業の担い手として「農事組合法人ほりこし」、「農事組合法人京丸ファームセラ」が設立された。今後は、「農事組合法人ほりこし」に農地を集積し、水稻栽培を中心に規模拡大を行い、低コストの農業を行う。また、水稻については特別栽培米などの取り組みを行い、付加価値の高い商品を販売し、地域農業の活力の向上を図る。

また、地域内に農地があつて地域外に在住する農業者とも機械作業の共同化等連携を図りながら、新しく設立された「株式会社グリーンファームセラ」とも連携を図っていく。

また、認定農業者においては、栽培作業の効率化による低コスト化を進めていく。農産物の高品質化と所得のあがる農産物の生産にさらに取り組むとともに、付加価値が増す取り組みにおいて、地域農業の活性化を図る。また、地域内の農業者と連携等を行っていく。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。



書面審査の結果を次のとおり公表する。

令和2年12月8日

世羅町長 奥田 正和

1 審査の場を設けた区域の範囲

田打地区（世羅町）

2 審査の結果を取りまとめた年月日

令和2年12月8日（当初作成年月：平成25年10月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

○農地の集積面積

47.6ha（区域内の農地面積56.3ha、集積率84%）

4 地域農業の将来のあり方

中心となる農業経営体、農事組合法人さわやか田打に地域内農地の集積を行い、地区内農地を保全する。常時雇用者により農業経営の安定を図ると共に、6次産業化を推進していく。

5 農地中間管理機構の活用方針

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。